

京築保健福祉環境事務所から 平成24年度「すくすく教室」のご案内

小さく生まれてきた赤ちゃんと保護者の方を対象に、子育て支援教室を開催します。
 専門家のお話や交流会を通じて日頃の悩みや不安を解消し、子育て仲間をつくる教室です。
 お気軽に参加ください。
 なお、託児はありませんので、対象のお子さんと一緒にご参加ください。

- 日程・内容**
- 9月5日(水)** 講演と実技
 「親子で楽しむベビーマッサージと赤ちゃん体操」
 お話・マッサージ・交流会
 講師/作業療法士 中島 千鶴子先生
- 9月19日(水)** お話と交流会
 ・先輩ママとお話ししよう
 「毎日どうやって子育てしている」
 ・赤ちゃんの健康について
 講師/京築保健福祉環境事務所 助産師

※希望の回のみ参加可能です。2回出席も大歓迎です！

■対象者 平成23年9月～平成24年7月末までに出生した2500g未満の未熟児と保護者

■場 所 豊前市地域子育て支援センター「たけのこ」

■時 間 10:00～12:00(受付は9:30～10:00)

■申し込み方法
 8月29日(水)までに、電話にてお申し込みください。

●申し込み・問い合わせ先
 福岡県京築保健福祉環境事務所 健康増進課 健康増進係
 TEL 0930-23-2690 FAX 0930-23-4880(担当:星野)

全国一斉「高齢者・障害者の 人権あんしん相談」強化週間

生活上の心配ごと、家庭内や近隣でのトラブル、嫌がらせや虐待など、悩みや困りごとがある方は、どんな些細なことでも構いませんので、ひとりで悩まずにお電話ください。
 人権擁護委員と法務局職員が、無料で相談に応じます。
 なお、秘密は固く守られます。

■日 時 9月10日(月)～16日(日)までの7日間
 8:30～19:00
 ただし、土曜・日曜は10:00～17:00

■相談電話番号 ゼロゼロみんなのひやくとおばん
0570-003-110
 (みんなの人権110番 全国共通 人権相談ダイヤル)

※福岡法務局では、土・日・祝日を除く月曜から金曜の8:30から17:15まで(それ以外は留守番電話対応)、さまざまな人権相談を受け付けております。

●問い合わせ先
 福岡法務局人権擁護部
 TEL 092-832-4311(担当:仲・古川)

豊前清掃社から お盆の業務の受付について

8月11日(土) 午前のみ
 12日(日)～15日(水) 盆休み
 16日(木)以降 平常どおり

※盆前に作業実施希望の方の電話・FAXによる受付は8日までとさせていただきます。

●問い合わせ先 株式会社 豊前清掃社
 TEL 83-2634 FAX 82-3749

『地域交流輪投げ大会』参加者募集

豊前・上毛シルバー人材センター会員以外の方々との交流を目的に、次のとおり地域交流輪投げ大会を開催します。どなたでも参加できますので、是非ご参加ください。

■日 時 9月8日(土) 9:00受付 9:30開始
 ■場 所 上毛町トレーニングセンター
 ■参加費 300円
 ■申し込み期限 8月31日(金)

●申し込み・問い合わせ先 豊前・上毛シルバー人材センター
 上毛出張所 TEL 84-8004
 豊前事務所 TEL 83-0677

第3回旬の豊築産農産物を使った 料理コンテスト参加募集

豊築地域農産物直売所連絡協議会では、「豊築産いちじくを使った料理・デザート」のレシピコンテストを実施します。

■応募期間 8月1日(水)～23日(木)

■応募方法 各直売所(道の駅しんよしみ、さわやか市)及びJAふれあい市に準備している応募用紙に必要事項を記入して、各直売所に提出してください。

■審査方法 応募された作品を書類選考(一次審査)します。書類審査を通過した作品を本審査で応募者本人に調理していただきます。

■本審査 9月9日(日)9:00
 会場 げんきの杜調理室

■表 彰
 最優秀賞 1点 賞金2万円
 優秀賞 1点 賞金1万円
 レシピ賞 1点 5千円相当の商品
 おいしかったで賞 7点 3千円相当の商品

●問い合わせ先
 福岡県行橋農林事務所 京築普及指導センター
 TEL 0930-23-4215 FAX 0930-23-8290



ご存知ですか？児童扶養手当・特別児童扶養手当

◎児童扶養手当とは

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、家庭生活の安定を図り、自立を促進することを目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

■支給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳になった後の最初の3月31日までの間にある児童、障がい児については20歳未満)を養育している方に支給されます。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童(新規)

※定められた額以上の所得があるとき、児童が児童福祉施設などに入所したとき、公的年金を受けられるときなどは手当が支給されません。

■手当の月額(平成24年4月改定)

児童1人のとき 41,430円
 児童2人以上の加算額 2人目 5,000円
 3人目以降1人につき 3,000円
 ※受給者などの所得額に応じて一部支給停止になる場合があります。

■手当の支払

手当の支払月は4月・8月・12月で、それぞれの前月分までが支払われます。

■現況届について

手当を受けている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります。この届は、前年の所得状況と毎年8月1日の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

◎特別児童扶養手当とは

精神または身体が、政令で定められた程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

※定められた額以上の所得があるとき、児童が公的年金を受けられることができるとき、児童福祉施設などに入所したときなどは手当が支給されません。

■手当の月額(平成24年4月改定)

重度障害児(1級) 50,400円
 中度障害児(2級) 33,570円

■手当の支払

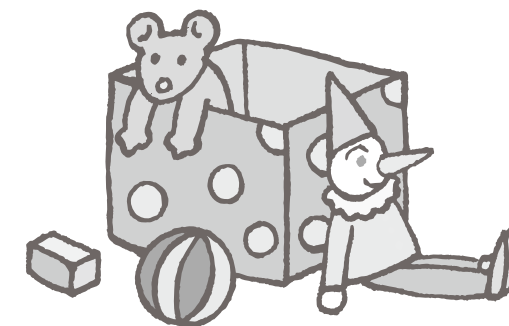
手当の支払月は4月・8月・11月で、それぞれの前月分(11月については8月から11月分)までが支払われます。

■所得状況届について

手当を受けている方は、毎年8月11日から9月10日までに「所得状況届」を提出していただく必要があります。この届は、前年の所得状況と毎年8月1日の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)



保健師だより

熱中症に気を付けましょう！ 「ちょっと気分が悪い」は熱中症の危険信号です

暑い環境の中で、めまいや立ちくらみ、頭痛や吐き気、こむら返りを起こした経験はありませんか？もし、そのような症状が出たら、まず熱中症を疑いましょう。

私たちの体は、血管を広げて外気に体内の熱を放射したり、汗をかいて蒸発させることで、体温の異常な上昇を防ぎます。しかし、気温が高いと体内の熱を放射させることができず、また、湿度が高いと汗が蒸発しないため、体温調整機能が働かなくなり、熱中症を起こしやすくなります。熱中症と気づかずにほおっておくうちに症状が進み、意識障害などが起こり、最悪の場合は死に至ることもあるのです。

～熱中症が疑われるときは～

- 1 涼しい場所へ待避させる
- 2 衣服を脱がせ、体を冷やす
- 3 水分・塩分を補給する

自力で水を飲めない、意識障害がある場合は、
すぐに救急車を呼びましょう。

熱中症予防のポイント

- ① 屋外では、日陰を選んで歩いたり、帽子をかぶり、暑さを避けるよう心がけましょう。
- ② 暑い日は、こまめに水分を補給しましょう。汗をたくさんかく場合は、塩分の補給にも努めましょう。
- ③ 気温や湿度が高い日は、無理な節電をせず、扇風機やエアコンで温度調整しましょう。
- ④ 通気性の良い、汗を吸収してくれる素材の衣類を選んで身につけましょう
- ⑤ 熱中症は健康な人でも起こります。前日に深酒をした人や朝食を抜いた人なども熱中症を起こしやすいので、体調が回復するまでは、その日の活動を控えましょう。